

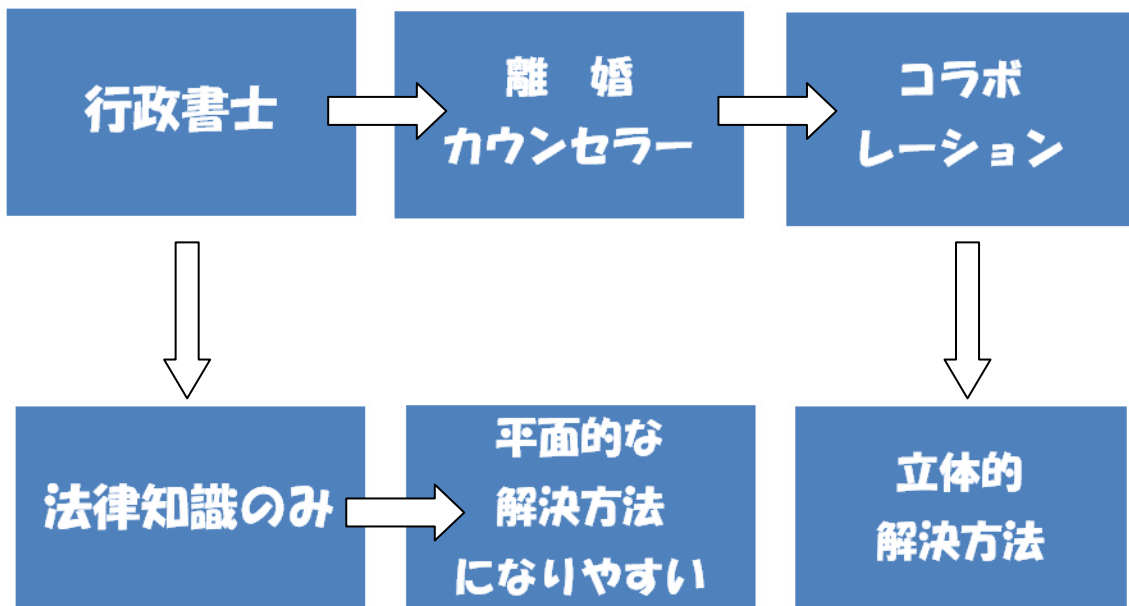
## ① 行政書士とカウンセラーのコラボレーション

離婚の話し合いでは、法的な面だけでは解決しない問題も多い。それらの多くは例えば妻の精神的、経済的な不安であったりする。数ある契約書類の中でも特に、離婚協議書は作成する上では精神的な面も考慮し、アドバイスする必要がある。

行政書士は離婚協議書の作成と公正証書にする手続きを行える。しかし、これらを当事者からの話を聞いてただ単純にやっているだけでは満足のいく結果は得られない。

従って、話し合いに立ち合い法的に調整していくことはもちろんのこと、諸問題に対してトータルにサポートしていく対応と体制が必要とされる。

そこで離婚カウンセラーとコラボレーションすることにより、相談者の信頼と安心を得ながら、相談者のプライドと人生の幸福をサポートすることが最も望ましい形といえる。



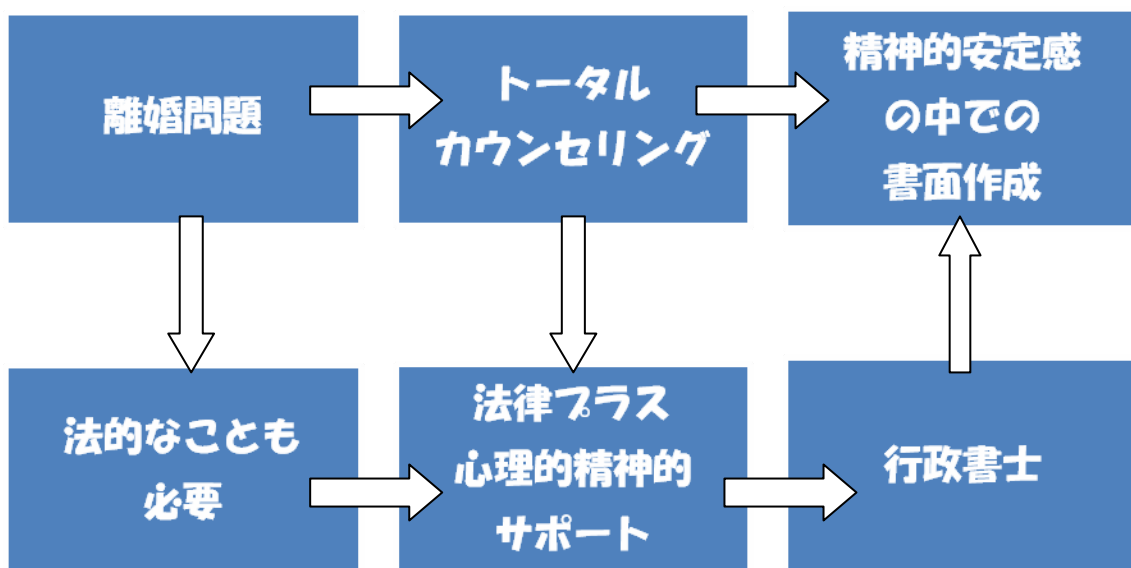
## ② カウンセリング

協議離婚は夫婦間のみで話し合ってもなかなか話が進展しない場合が多い。

まず、法的知識がないことや精神的な面のサポートを担いカウンセリングしてくれる専門家が少ないからだ。

法的知識をもち、経験豊かなトータルカウンセリングもできるコンサルタントが求められている。

そこで、権利・義務に関する書類作成に精通している行政書士と、メンタル面へのサポート力を持つカウンセラーがコラボレーションできれば、かなり強力な助っ人となるのである。



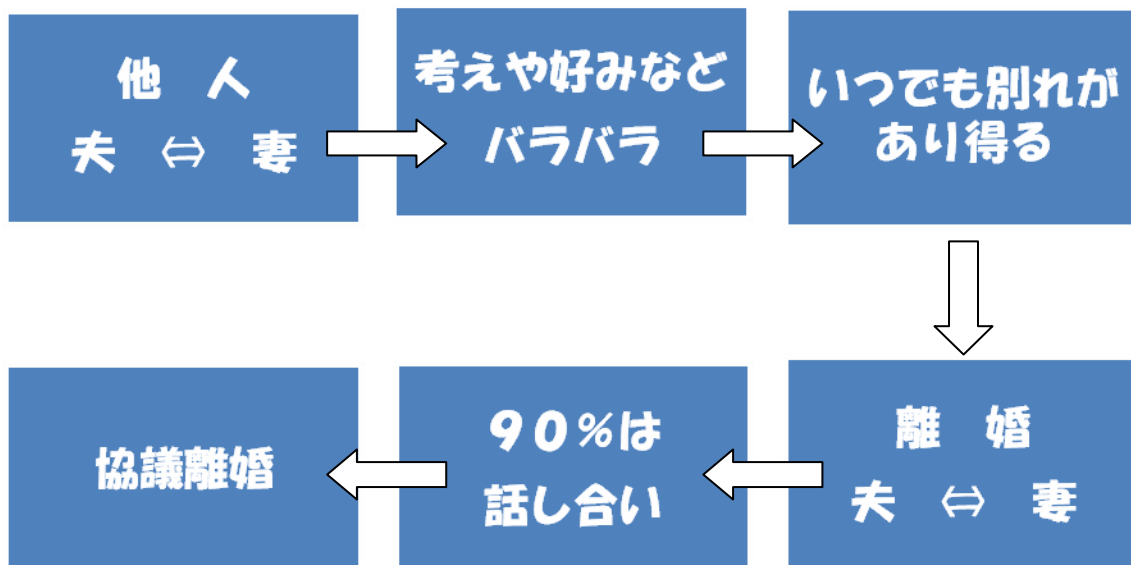
### ③ 離婚の協議

夫婦という組み合わせは所詮、他人同士の組み合わせに過ぎない。  
結婚は男と女の夫婦としての契約であり、そこには常に危険性が内在し、いつ「別れ話」がでて不思議ではない。

いつしか、世の中「離婚は一般的なもの」という時代になった。

その中、もっとも金銭的な負担の少ない「協議離婚」が離婚全体の90%を占めている。

そして、ほとんどの離婚に際して離婚協議書の作成が必要であり、行政書士の介在する機会が多いのである。



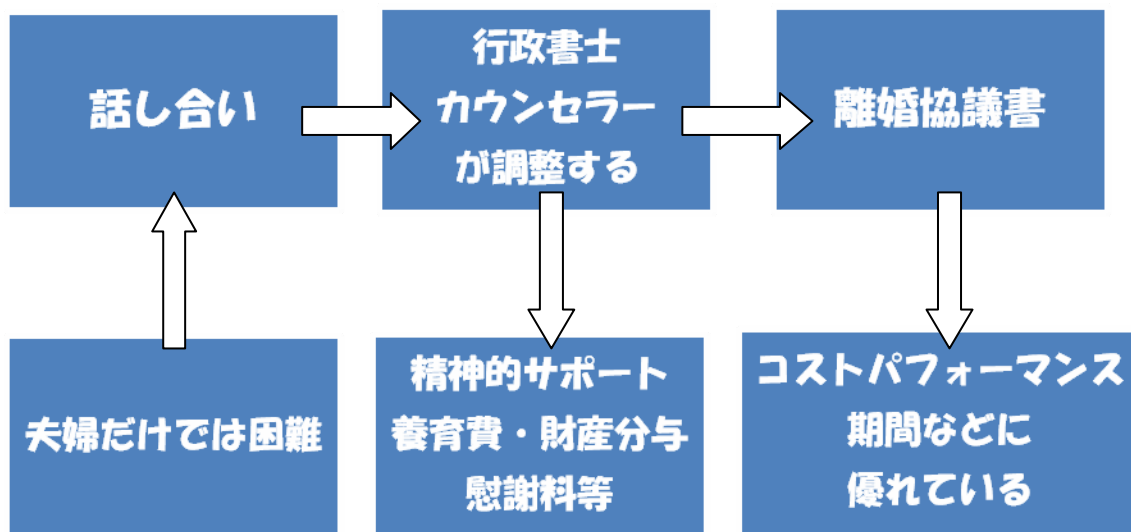
## ④ 協議離婚合意契約書作成

協議離婚を希望する場合、離婚届を役所に提出する前に、親権及び監護権など子どもに関することを決めるほか、お金に関することは避けて通れない。養育費・財産分与・慰謝料などについては大きな紛争がなければ専門家を交えて、互いの権利と義務を調整し、その金額や支払い方法等を決めておけば後々安心である。

その他、特約事項等があれば、それらも含めて話し合いで合意した内容を速やかに書面に残しておく必要がある。

その書面が離婚協議書だ。

つまり、これが離婚協議の合意契約書であるから、確実に一定の効果があるものを作成しておくことが肝心である。



## ⑤ 公正証書作成

離婚協議書は、離婚に際して夫婦間のいろいろな取り決め事を書面にしておくものであるが、お金のことについては夫婦間でお互いを信用しない、あるいはできない場合もある。

そういった場合、強制執行力を持つ公文書にしておく必要がある。

行政書士は公証役場の公証人と原案の打ち合わせを行い、離婚協議書を公正証書という公文書にする手続きまで行う事ができる。

